

(議事録)

福田部会長

ただいまから第2回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

9月6日の合同専門部会の労働基準部長挨拶でも御説明いたしましたとおり、本年の12月1日に改正・発効させていただくためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめる必要があるということをごさいますて、どうか御協力のほどよろしく願いいたします。

また、終了時刻については、もちろん十分な審議を行っていただくことは当然必要でございますけれども、会場の都合などもありますので、16時30分をめどに御議論いただければ大変ありがたく存じております。

それでは、本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

福田部会長

本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、公労使三者での審議及び議事録を公開いたします。

次に、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめご指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は根岸委員、使用者側は石井委員をお願いしたいと思います。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

賃金室長補佐

傍聴の申し込みはありませんでした。

福田部会長

次に、配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

配布資料の確認と併せて説明をいたします。

資料No.1は、本件特定最低賃金改正の申出書に添付された、賃金の最低額に関する労使間協定等の一覧です。

資料No.2は、引上げ額・引上げ率・影響率の早見表です。これは、本年の最低賃金に関する基礎調査の結果から作成したものです。

資料No.3は、埼玉県最低賃金の一覧で、10月1日発効の埼玉県最低賃金、時間額1,028円を反映したものです。

資料No.4は、令和4年10月以降の消費者物価指数の推移です。

また、資料番号を付けておりませんが、時間額以外で定められた賃

金を時間額に換算する際の計算方法について、最低賃金法と同施行規則の関係条文を抜き出したものをお配りしています。最低賃金は時間額で表示されていますが、いわゆる正社員の多くは、賃金が月額で決められているのが一般的です。また、日額の場合や、賃金の一部が出来高払いになっていることもあります。そういった、時間額以外で定められている賃金額について、それが最低賃金額以上であるかを比較する際には、最低賃金法施行規則第2条第1項に基づいて時間額に換算する必要があります。今年度は、県最賃が1,028円になることを踏まえ、労使間協定の内容をまとめた表、本専門部会に關係する表は本日の資料1ですけれども、改正の申出があった全5業種、全ての協定内容を改めて精査いたしました。申出書に添付された協定書では、各事業場における賃金の最低額を、月額と時間額で定めるものが多く、中には日額を併記しているものもありました。精査の結果、本専門部会に關する申出書添付の一覧表の中には、日額から時間額への換算が漏れているものはありませんでした。ただし、この表では時間換算額の円未満の端数が1円単位に切り上げられていますので、この表にある最低額より1円低い1,069円、これが本部会での引上げの上限になります。

本来ならば、改正の必要性の有無について諮問する前に、事務局が確認しておかなければならないことですが、それができておりませんでした。まずは、事務局に不手際があったことについて、お詫びいたします。

資料の説明は以上でございます。資料の不足、欠落等がありましたら、挙手をお願いします。

福田部会長

ありがとうございます。御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、次第に従って、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、議題といたします。先ほど申しましたように、本日は部会長報告をまとめさせていただければと考えておりますので、円滑な御審議に格段の御協力をお願いする次第です。

まず、本日の協議形式ですが、昨年度と同様、全体協議からスタートして、調整が必要になったら適宜休会させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

ありがとうございます。では、まず全体協議から始めさせていただきます。まず、現時点での双方のお考えを、引き上げ幅の数字を含めてお話しいただきたいと思っております。

まず、労働者側からお願いしてよろしいですか。

根岸委員

参考資料を配布しています。鉱工業生産指数の部分については、合同専門部会の使用者側配布資料から引用しています。日銀の短観については、下落傾向が続いているものの、今後回復の兆しが見えています。そして、この特定最低賃金の改正の必要性については、ガイドラインに基づいて全会一致となっておりますので、最低賃金の状況、申請事業所の春闘の状況といったものも総合的に勘案すべきであろうということを資料の中に書かせていただいています。2ポツ目にあります、地域別最低賃金のところをご承知のとおり41円、4.15%の引き上げということです。3ポツ目にあります、申請事業場の春闘の状況ですが、一部の労働組合から、その内容について具体的な数字を公表することは控えてほしいと依頼がありましたので、全体を平均した数字を記載しています。引上げ額の平均は14,081円でした。これを引上げ率に直すと4.31%です。4つの事業場の適用労働者は合計1827名です。これを現在の特定最低賃金の時間額1022円にかけると44円になります。各事業場の労働組合を中心とした交渉は物価上昇を含んだ協議であったということを含めまして、44円引き上げる必要があると主張します。

福田部会長

ありがとうございました。労働者側から補足はありますか。

新井委員

弊社の状況をご紹介させていただきます。弊社は、カメラ事業、主にコンポーネント事業と呼んでいますが、ミラーレスカメラの生産数は一定程度堅調に推移しており、回復基調にあります。しかし、カメラ全体を見ますとやはりスマートフォンに置き換えられており、これは昨年から同じ状況で、厳しい状況も一部あります。カメラ本体ではなく、交換用のレンズユニットは、年初から堅調に一定程度の生産数を確保できています。一部、在庫調整という要因があるとしても、これから、年末、来年に向けて、調整が終わり次第堅調に推移していき、決して状況は悪くないと考えています。もう少し補足しますと、物価を含めた賃金交渉を行ってきました。物価については、地域最賃がありますが、特定産業に働く社員も同じ状況です。特に私たちは、若年層の働き甲斐、賃金水準の向上に焦点を当てております。なかなか人材が不足しており、特定業種の水準を確保していきたいです。

福田部会長

では、次に使用者側からのご意見をお聞きしたいと思います。石井委員お願いします。

石井委員

まず、全体的な企業経営の状況ですけれども、コロナ禍の影響からの立ち直りが若干見えてきている状況です。ただし、コロナの時期に落ち込んだ分を今、受注しているものであり、一定のものについては数

値が上がっているように見えますが、今後の先行きについては不透明感が強いということが総体的な状況です。その中で、円安に伴う輸入資材や原材料価格の高騰、エネルギー価格の高騰によって、企業物価指数がかなり上がっています。その価格転嫁については、一定の理解を得ながら進めているところですが、労務費については取引先の理解を得にくく、十分な価格転嫁はできていません。営業利益率が、企業物価指数の高騰により圧迫されている。いわゆる労務費を分配する原資というものに、非常に苦慮している状況です。また、併せてゼロゼロ融資の本格的な返済時期が来年年明け、年度末にかけて、ピークを迎えるため、資金繰り等を含めた不安材料が内在しています。また10月1日からインボイス制度が導入され、特に小規模の免税事業者は、取引の停止や消費税分の値引き交渉を求められるというような影響も今後表面化してくるといわれており、不安材料です。これらにより経営環境は大変厳しいです。

このような中で、光学関係といたしましても、レンズ、時計と幅広く、どこの業界に基準をもっていくか、非常に特定しにくいということが前提にあります。経営環境の良いところ、厳しいところ幅があることを踏まえて、厳しいところの視点をしっかりと捉えた議論が必要であると思います。

その中で、今回の目安額の算定に当たり、当然、消費者物価指数というものはありますが、特定最賃においては、使用者の支払い能力というものを基軸に我々は考えております。その中において、合同専門部会で配布した使用者側提出資料の中で、直近の日銀短観（中小企業業況判断DI）業務用機械器具（光学機械等）は、前年同期比マイナス13で6月がプラス1となっております。日銀短観はある程度、企業規模が大きいところが対象になっております。ぶぎん地域経済研究所の精密機械のデータで見ると今年の1-3月からずっとマイナス状態が続いています。いわゆる企業規模の小さい企業については、精密機械は、厳しい状態が続いていると思います。直近の法人企業統計の中小の関係ですが、前年同期比について、中小では前年同期比の売上高はプラス11.02、営業利益はプラス9.81となっております。法人化しているような企業については、一定の回復がみられるのですが、小規模企業については、一概にそれがあてはまるものではないと思っています。その中で、鉱工業生産指数でとらえてみるならば、前年同期比で、今年の1-3月期はマイナス4.3、4-6期では、マイナス8.9、しかし年間でみると、前年比でプラス3となっております。まず、我々は支払い能力に重点において考えておりますので、この鉱工業生産指数プラス3をもとに、昨年引き上げ額32円に1.03をかけて33円。これがまず使用者側の主張の考え方です。

福田部会長 ありがとうございます。使用者側委員から補足はありますか。
では、今の使用者側の御説明に、労働者側から意見はありますか。

根岸委員 大変厳しい状況であるとお伺いしましたが、この厳しい中でも、多くの企業で賃上げが実施されています。支払い能力について、課題はあろうかと思えます。ただ、やはり、魅力的な企業に人材をつなぎとめ、新たに採用をするという観点から、地域最賃を大きく下回る引き上げ額では厳しいのではないのでしょうか。

石井委員 確かに人材確保は大きなテーマだと認識しています。ただ、生活資金としての賃金は非常に重要でありますけれども、生きがい、働き甲斐というときには、賃金では計り知れない環境というものがあり、総合的にみる必要があると思えます。賃金だけとるならば高いほうがいいというのは当たり前のことです。一方、企業風土とか働きやすい職場ということもあると、ここで論議する話ではないかもしれませんが、ご認識いただければと思えます。

根岸委員 ポイントについては同意いたします。しかしながら、労働者の環境の中で、安心して働けるということが、働きやすい環境ややりがいにつながると思えます。単年度的に引き上げは当然必要ですが、複数年先を見たときに、自分たちが安心してこの会社で働いていけるということが認識されるということが重要であると考えています。ですから働く環境そのものについて、労使で話し合うことは重要ですが、賃金政策の部分につきましては、将来働く人が家族とともに安心して働けるということが重要だと考えます。物価が非常に高騰しているさなか、賃上げがそれに追いついていかないことについては、働く人の不安につながる可能性があると思えます。ぜひ、お考えいただきたいと思えます。

石井委員 労働側のおっしゃることもよくわかります。企業の中において、一定の生活水準を守るということは当然のことです。ただ、企業経営としては、どこから借入するかとか、労務費の上昇分の源泉をどうするかを考えなければならない。生産性をあげる努力だけで追いつかないときに、賃上げ倒産のようなことが起こりかねない。企業が従業員とともに一緒に発展していくためにも、企業経営が存続しなければならないのですから、どこで折り合うかということになると思えます。
おそらくご理解いただいていると思うのですが、頭の隅においていただきたいと思えます。

福田部会長 他の使用者側委員の方はいかがでしょうか。

石口委員

当社は、光学の部門のなかでも、いわゆる最終製品を作っているメーカーです。中小企業ながら輸出が多いため、この円安の状況で売り上げが伸びているという実情はございます。円安は、ある程度大企業で、最終製品を作って世界を相手に商売をしている会社では、利益にプラスに働いていると思います。一方、我々の下請け企業さんは、今年の初めから本当に苦しい状況だと聞いています。同じ光学・時計の分野でも、売り上げが上がっている会社と非常に苦しい会社と、両極に分かれているのではないかと思います。この観点からすると、当然資金源が大事ですから、苦しい状況の会社を無視して、そもそも会社がなくなってしまっただけではいけないです。先ほど春闘の結果をもとにしたお話をされていましたが、春闘の平均が4.31%といっても、春闘は労働組合のある会社の話だと思っています。順調な会社の引き上げ率を、非常に苦しんでいる会社に適用していいものか、と私は考えています。

栗生田委員

経営者にとって値上げが一番大変なんです。去年と今年で合わせて単純に80円ぐらい時給が上がると、一人当たりの最低基本給が17万円ぐらいだったものが18万円になります。あくまでもパートさんとか、新入社員のことではありますが。

ただ、実際に、5年、6年働いている方の時給はこれではないです。実際に人材募集するとき、仮に1,100円で何人応募が来るかというところ、ほかのところに行ってしまうと思います。

高校生でもアルバイトで時給1,100円もらえます。そういう時代のなかで、我々のような、何十年とやっている製造業の企業が、競争するというのはすごく大変な時期になっています。

当社はレンズを作っていますが、拠点は海外で、輸出して利益を上げています。逆に輸入が大変で、例えば原料でいえば、中国の原料がなければカメラは作れない。物価が上がったり、中国有事とかの話があるなかで、企業としてどうやって勝ち切っていくか、難しいところになっています。賃上げが2年で80円、これが仮に来年40円ということになると、当社のような10何人の企業は、人を雇うこと自体がすごく大変なことになります。

では、例えば、一眼レフは20万円ぐらいなんですけど、それが25万円になるのかというところ、ならない。実際に売っている値段と、我々がもらう仕事の単価にどんどん差が出てきています。

福田部会長

価格転嫁が難しいんですね。

栗生田委員

そうです。仮に最低賃金の改正が40円、40円、40円と続いた場合、中小企業は資金繰りが本当に厳しくなると思います。国全体として、

価格転嫁に取り組んで、我々の一つ一つの仕事の単価が上がるようになれば、この国も潤うのではないかと思います。

福田部会長 今日の前中、輸送用機械器具製造業の審議に出席しましたが、本当に人材不足で、今の賃金水準だと人が取れなくなってきている、外国人労働者も採用できなくなっているということをお聞きしました。人材不足の状況はどうですか。

栗生田委員 当社は、工場の中に古い機械があり、昔の3K 職場なので、温度が50度ぐらいになることもあります。それを今の若い人たちが果たしてできるのかと。さらに レンズの精度が上がってきて、難しいレンズになってきています。人を何年かけて育て上げるか。以前、派遣の外国人に来てもらおうとしたら、きつそうだからと言って、他の時給が高いところに行ってしまうました。実際に1年前にハローワークに登録しましたが、まったく紹介の電話はかかってきません。

福田部会長 人材確保に苦労されているのは、どこの業界でも同じということですね。

栗生田委員 そうですね。今の若い人たちは、汗水たらして仕事をするをあまりいいと思わないのかもしれないかもしれません。当社に来て1日でやめてしまう人もいました。会社の体制もあるのかもしれない。

石口委員 当社の場合は、それほど人材不足ではありませんが、これまでほとんど採用をやってこなかったため、人員構成が逆ピラミッド型になっています。定年が近い技術者が多く、技術を伝承するために手を打たなければならないと考えており、高卒人材を毎年、1、2名採用するようにしています。特に高卒採用と、特定最低賃金は大きな関連があります。戦力として未熟な期間の負担が会社として増えてしまうので、当社としては特定最低賃金のアップは大変だと思っています。

福田部会長 新卒で採用する高校生は、どのくらい初任給を気にしているでしょうか。

石口委員 私の見たところ、高卒の方はそれほど初任給を気にしているという感じではないと思います。それよりも、会社の雰囲気はどうかとか、社員がイライラしていないかとか、そういう尺度で選んで来てくれている社員が多いのではないかと思います。決して、魅力は賃金だけではないと思います。当社の場合はそのような感じですよ。

福田部会長

ありがとうございます。今の点について、労働側はどのようにお考えですか。

根岸委員

日本のレンズは、世界的にみても相当評価が高いのではないかと考えています。そこで働いている方には、それなりの技能、技術が必要で、そのよい品質に対して非常にプライドを持って仕事をされているのだらうと思っています。

そういう先輩方の背中を見て、若い人達もこれから頑張っていこうという形になろうかと思えます。今日は最低賃金の審議の場です。何がプライドを支えるものなのかというと、働いている人の「処遇」はもちろんあると思えますし、付加価値のあるものを作るのだとすれば、それなりの「賃金水準」であると思えます。例えば、高校卒であるとか、大卒であるとして、製造や開発にかかわっている人が、ほかの業種と比べた時に低い賃金であった場合、自分たちの仕事に高いプライドを持ち続けることができるかということ、難しいと思えます。

ですから、高い付加価値、世界的に認められているようなレンズ、レンズを取り巻く業種を守っていくためには、ほかの業種より低い賃金、低い引上げ率ではないんだと思えます。

会社経営が非常に厳しいこと、ご苦勞されているということは、お聞きしましたけれども、将来を見据え、毎年毎年の大変な決断だと思えますが、検討していただきたいです。

福田部会長

今の発言に対して、使用者側からご意見はありますか。

栗生田委員

石口委員の会社と、私の会社は作っている製品がまったく違います。私のところはスタートで、石口委員のところは完成品。完成品までの工程は大変多く、長いです。だから、そこで、単価の開きというものが増えてきます。実際に一つのカメラを作るために、いくらかかっているのか、と私はよく感じます。

レンズ母体1個作るのにいくらかかるのか、意外とみんな知りません。ガラスを溶かすには1000度の熱が必要で、その大変さを見て単価を決めてくれればいいのですが、それがなかなか難しい話です。製造業はどこもそうでしょうが、安くすることばかり求められてしまう。石口委員の会社とは、状況が異なっています。レンズは素晴らしい、素晴らしいんですけども、末端の現場を見ていただくと、こんなに大変なんです。光学という産業は、カメラだけではないので、当社のような、たいへんなことやっている企業のこともご理解いただきたいです。そうしたら、もっと単価上げてあげたいと思ってもらえるかもしれないです。

日本のカメラが素晴らしいものだということはわかっています。

石口委員

日本のレンズが世界で評判が良いということは承知しています。繰り返しになりますが、円安で調子が良くなる会社と、逆にマイナスになる会社があります。当社の下請け会社は、コロナの影響、円安の影響で本当に苦しい状況なのです。

その上に電気代の高騰、インボイス制度の開始、ゼロゼロ融資の返済スタート、会社によっては非常にネガティブな要素が多い状況の中なかで、当然賃金の上昇は大事だと思いますが、一律に最低賃金を上げることが果たして今の状況でいいことなのか。たとえば、インボイス一つとっても、我々の会社にもありますけれども、適用しない会社もある。たとえばそういう会社についてしばらく保証があるとはいえ、つまり消費税分はわれわれが負担しなければならないわけです。で、それをこの状況下で、消費税を持ってくださいと、なかなか下請けさんに対しては言いづらい。保護されているという点もありますし。国として、そういう方針ではないからです。結局、われわれの負担が増えたりします。やはり、我々のように最終製品を作る会社になればなるほど、下請けメーカーの皆さんに生き残っていただくことが大事になってきます。そういう状況で、杓子定規にすべての会社にこの特定賃金を適用するということは、危険だと思います。

福田部会長

今の、粟生田委員、石口委員のお話で、経営環境に相当な幅があるということが本当によくわかりました。地域最低賃金の時にも審議されたことですが、価格転嫁をうまく進める必要があるという意見が出ました。価格転嫁の状況はいかがですか。

粟生田委員

なかなか難しいです。

福田部会長

光学部門は、地賃より高い水準の特定最賃を設定しており、その分、いい人材をとれる、大事な産業です。最近、議論になっている、産業政策としての特定最低賃金ということだと思っております。

さて、今の段階でさらにご発言はありますか。そろそろ、個別に協議をさせていただいてもよいですか、いかがでしょうか。

それでは、一旦休会して、個別協議に移らせていただきます。

(休 会)

福田部会長

それでは、部会を再開します。

労使各委員には、円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。

個別協議の内容を簡単にまとめますと、労働側が春闘の数字を根拠

に、44円という主張で、使用者側は鉱工業生産指数の数字を踏まえて、33円からスタートしました。最後は大局的な視点から、納得はかないものの42円でご了解いただいたというところです。金額と考え方について、ご発言をいただきたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

根岸委員

当初、我々の主張は44円でしたが、広く労働者にこれを波及させたいということで主張してまいりました。ただ、今回使用者側のご発言につきましても、非常に納得性のあるところでした。最後はやはり働く者、生活者という立場から、実質賃金を目減りさせないということでは、消費者物価指数でみて少し足りないですが、最大限譲歩していただいたと考えています。以上です。

福田部会長

ありがとうございます。使用者側からもお願いします。

石井委員

使用者側はこの業界をとりまく経営環境についてご理解いただくことができたと思っています。この中で、当然雇用を守っていくことは重要だと強く思っています。そのためには経営が安定しなくてはいけない。これは大きな問題として永遠に続くものだと考えています。

当初、鉱工業生産指数から、33円を提示しましたが、今、消費者物価が上がっていることから、そのことは配慮しつつ考えようということに至ったということです。当初41円という地賃の金額を考えないと経営の難しさがある。影響率を見たときに、42円と41円の間にはかなり大きいポイントの開きがあり、影響する企業の立場を考えて41円を主張しました。ただし、いろいろな業界を取り巻く問題がありますが、物価指数、ぎりぎり4.11%というところを見て、影響率への懸念はありますが42円というところで、納得するものではないですが妥協したいと思っています。そのためには、国、各方面から業界及び企業経営に対して、一層の賃上げ支援を期待しています。

福田部会長

本当にありがとうございました。

それでは、令和5年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は引上げ額42円、引上げ率4.11%の時間額1,064円とすることで、結論に至ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

それでは、採決に入ります。令和5年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は時間額1,064円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

福田部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告書（案）を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書（案）配付)

福田部会長 それでは、部会長報告（案）について事務局から読み上げをお願い
いたします。

賃金室長補佐 (読み上げ)

福田部会長 ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長 ありがとうございます。原案のとおり部会長報告書が承認されまし
たので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたしま
す。
部会結審に当たりまして、労働局長より御挨拶がございます。

労働局長 部会結審にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
まずは、労使の皆様方に置かれましては、それぞれご主張があるな
かで、歩み寄り、合意に達していただいたことに厚く御礼申し上げま
す。また、公益委員の皆様方には、労使の意見のとりまとめに御尽力
をいただいたことに改めて御礼申し上げます。
今後は 10 月 3 日の本審で部会長報告とあわせて一括審議をいた
だき、答申をいただく予定としており、そのまま、11 月 1 日の官報公示
に向けて事務手続を進めてまいります。引き続きどうぞよろしくお願
いいたします。本日は誠にありがとうございました。

福田部会長 議事 2 はその他です。まず、委員の先生方から何かございますか。
それでは、事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。10 月 3 日午前 9 時 30 分から、
本審の委員に御出席いただき、第 8 回本審を開催する予定です。この
本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、
答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場

合は10月19日に異議審を開催し、再審議を経まして、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日となる予定です。以上です。

福田部会長

今の点について何か御質問等があれば、大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の第2回光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。

— 了 —